

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

## Q & A (債権者 (利用者) の皆さまから寄せられたよくある質問と回答)

本Q&Aは、債権者の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会をあわせて「破産者ら」といいます。なお、インターネット等による被害者救済等（寄付を含む）について、当職らは何ら関与しておりません。

### 目次

Q 1 予約をしていましたが、今後は施術を受けることはできないですか。 .....	3
Q 1-2 休会していて、最近、破産管財人からの連絡でアリシアクリニックが破産したことを探りました。施術の再開はできないということですか。 .....	3
Q 2 破産者らに対して現金で施術代を前払いしていましたが、支払った施術代のうち未施術分の分は返金されないですか。 .....	3
Q 2-2 カード払いでの施術代を前払いしました。返金してもらえますか。 .....	3
Q 2-2-2 クレジットカード会社に問い合わせたところ、一括払いの場合や、分割払いでも既に支払いが完了している場合には、未施術であったとしても返金対応はできないので、破産管財人に返金を求めるように案内されました。他のクレジットカード会社では返金を受け付けている会社もあると聞いており、不公平ですので、破産管財人から当該クレジットカード会社へ申入れてください。 .....	3
Q 2-3 信販会社から、未施術の施術代が引き落とされました。返金されますか。 .....	4
Q 2-4 破産手続開始前に退会手続をし、必要書類を提出しました。すでに支払った施術代は返金してもらえますか。 .....	4
Q 3 今後の信販会社やクレジットカード会社に対する支払いはどうなりますか。 .....	4
Q 3-2 信販会社や、クレジットカード会社による引落しを止めるにはどうすればいいですか。 .....	5
Q 3-3 支払停止の抗弁権の主張をすることによって、信用が毀損され、今後ローンを組む際に不利になることはありますか。 .....	5
Q 3-4 信販会社やクレジットカード会社からの引落しがされないように口座の残高をゼロにしてもいいですか。 .....	5
Q 3-5 Q 3で「信販会社やクレジットカード会社に対する支払停止の抗弁」とされていますが、どのようにすればよいのでしょうか。 .....	6

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

Q 3-6 ビオラという名称のローン契約は、今後引き落とされないととの情報を得ました が正しいのですか。 .....	6
Q 3-7 恒成という名称のローン契約は、今後引き落とされないととの情報を得ましたが が正しいのですか。 .....	6
Q 3-7-2 八桜会の破産管財人から、返金するので口座情報を回答するように、との連 絡が来ましたが、詐欺ではないでしょうか。 .....	6
Q 3-7-3 私は返金対象ではないのでしょうか。 .....	7
Q 3-8 契約書を紛失したため写しをください。または再発行してください。 .....	7
Q 3-9 診察券番号がわからないため、会員サイトにログインできません。 .....	8
Q 3-10 会員サイト①にはログインできましたが、情報が誤っているので、修正してく ださい。また、会員サイト③にもログインしたいです。 .....	9
Q 3-11 会員サイトにはログインできましたが、美容施術に関する情報が記載されて いませんでした。美容施術の契約に関する情報を開示してください。 .....	9
Q 3-12 会員サイトにログインできなくなってしまいました。会員サイトを閲覧でき るようにしてください。 .....	9
Q 4 破産者らの本社又は破産管財人の事務所に対し、破産者らとの契約の解除通知を発 送した方がいいのでしょうか。 .....	10
Q 5 破産手続開始通知書はいつ発送されますか。 .....	10
Q 6 アリシアの顧客を救済する広告等が散見されますが、管財人による業務と関係があ るでしょうか。 .....	10
Q 7 「アリシアクリニックを利用いただき、お問い合わせをいただいた未消化役務がある 会員に対して、別の美容クリニックで代替となる役務が提供できる運びとなり、基本合 意を締結した」旨の信販会社のお知らせを見ましたが、破産管財人が承継等したのでし ょうか。 .....	10
Q 8 令和7年4月下旬に、アリシアクリニックからショートメッセージが届きました。こ れは何ですか。詐欺でしょうか。 .....	10
Q 9-1 令和7年4月下旬に、アリシアクリニックからショートメッセージが届きました。 これは何ですか。詐欺でしょうか。 .....	11
Q 9-2 令和7年4月下旬に破産管財人から通知を受けたため、会員サイトにログイン しようとしましたが、アクセスできません。 .....	11

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

**Q 1 予約をしていましたが、今後は施術を受けることはできないのですか。**

**A 1** 破産者らは、破産により事業を停止していますので、予約の有無にかかわらず、今後、お客様が施術を受けることはできません。

**Q 1-2 休会していて、最近、破産管財人からの連絡でアリシアクリニックが破産したことを知りました。施術の再開はできないということですか。**

**A 1-2** A 1のとおり、破産者らは、破産により事業を停止していますので、今後、お客様が施術を受けることはできません。

**Q 2 破産者らに対して現金で施術代を前払いしていましたが、支払った施術代のうち未施術分の分は返金されないのですか。**

**A 2** 支払済みの施術代のうち未施術の分は、原則として返金されず、破産者らの破産手続において、破産債権として取り扱われることになります。破産債権は、破産法上、配当手続によらなければ配当を受けることができません。そして、現在の破産財団の状況に照らすと、現時点では配当の見込みはないため、未施術分の施術代を返金することは、極めて難しい状況です。

**Q 2-2 カード払いでの施術代を前払いしました。返金してもらえますか。**

**A 2-2** クレジット契約については、お客様とクレジットカード会社との間の契約になりますので、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、クレジットカード会社に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

**Q 2-2-2 クレジットカード会社に問い合わせたところ、一括払いの場合や、分割払いでも既に支払いが完了している場合には、未施術であったとしても返金対応はできないので、破産管財人に返金を求めるように案内されました。他のクレジットカード会社では返金を受け付けている会社もあると聞いており、不公平ですので、破産管財人から当該クレジットカード会社へ申入れてください。**

**A 2-2-2** クレジット契約については、お客様とクレジットカード会社との間の個別の契約となるため、クレジットカード会社毎に契約内容が異なり得るものであります。お客様とクレジットカード会社との契約について、破産管財人が関与する

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

ことはできませんので、ご了承ください。

なお、返金に関して破産管財人にお問合せいただいたとしても、破産財団の状況に照らし、現時点では配当の見込みはなく、未施術分の施術代の返金は極めて困難な状況です。

**Q 2－3 信販会社から、未施術の施術代が引き落とされました。返金されますか。**

**A 2－3** 信販会社との間のローン契約については、お客様と信販会社との間の契約になりますので、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、信販会社に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

**Q 2－4 破産手続開始前に退会手続をし、必要書類を提出しました。すでに支払った施術代は返金してもらえますか。**

**A 2－4** 退会に伴う清算金（支払済みの施術代）は、返金されず、破産者らの破産手続において、破産債権として取り扱われることになります。破産債権は、破産法上、配当手続によらなければ配当を受けることができません。現在の破産財団の状況に照らすと、現時点では配当の見込みはないため、清算金をお支払いすることは、極めて難しい状況です。

※ 以下のQ&Aに含まれる法律的な問題は、信販会社やクレジットカード会社において、破産管財人の判断と異なる判断をする場合があります。信販会社やクレジットカード会社が、それぞれの法的見解を主張する場合があり得ることをあらかじめご了承いただきますよう、お願いいたします。

**Q 3 今後の信販会社やクレジットカード会社に対する支払いはどうなりますか。**

**A 3** 破産者らの破産により施術を受けることができなくなった以上、未施術分に対応する代金については、信販会社やクレジットカード会社に対し、支払いの停止を求めることができる可能性があります（支払停止の抗弁権（抗弁の接続））が、信販会社やクレジットカード会社が、破産者らの破産を理由に、自動的に請求を止める可能性は極めて低いと思われます。

そのため、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、信販会社との間でローン契約を締結している場合には当該信販会社に対し、クレジットカード会

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

社との間でクレジット契約をしている場合には当該クレジットカード会社に対し、それぞれ、支払停止の抗弁権の主張をし、請求を止めるよう求めるのがよろしいかと存じます。なお、サービス提供の有効期限又は役務の消化状況等により、支払停止の抗弁権を主張できない場合があることにご留意下さい。

**Q 3－2 信販会社や、クレジットカード会社による引落しを止めるにはどうすればいいですか。**

**A 3－2 破産者らの破産により施術を受けることができなくなった以上、未施術分に対応する代金については、信販会社やクレジットカード会社に対し、支払いの停止を主張できる可能性があります（支払停止の抗弁権（抗弁の接続））。**

もっとも、信販契約やクレジット契約については、お客様と信販会社との間、又はお客様とクレジットカード会社との間の契約になりますので、支払停止の抗弁権の主張につきましては、お客様がご利用の信販会社各社又はクレジットカード会社各社に直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。その上で、信販会社又はクレジットカード会社が支払停止の抗弁権に応じない場合には、全国各地の消費生活センターや弁護士等にご相談ください。

**Q 3－3 支払停止の抗弁権の主張をすることによって、信用が毀損され、今後ローンを組む際に不利になることはありますか。**

**A 3－3 支払停止の抗弁権の主張をすることのみを理由として、直ちに、お客様の信用が毀損される可能性は低いと考えられます。**

**Q 3－4 信販会社やクレジットカード会社からの引落しがされないように口座の残高をゼロにしてもいいですか。**

**A 3－4 信販会社やクレジットカード会社に対し、支払停止の抗弁を主張せずに、支払いを止めた場合、「延滞」扱いになってしまうと考えられます。**

そのため、単に口座の残高をゼロにするだけでは、信販会社やクレジットカード会社から督促を受け、不利益を被る恐れがありますので、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、当該信販会社又はクレジットカード会社に対し、支払停止の抗弁権を主張し、請求を止めるよう求めるのがよろしいかと存じます。

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

**Q 3－5** Q 3で「信販会社やクレジットカード会社に対する支払停止の抗弁」とされていますが、どのようにすればよいのでしょうか。

**A 3－5** ご利用の信販会社やクレジットカード会社にお問合せいただきたく存じますが、例えば、以下のように、アリシアのお客様専用の対応窓口を設けている会社もありますので、他社様も含めインターネットにおいて、ご確認ください。

JACCS（ただし、クレジット残高があるお客様への対応）

[https://www.jaccs.co.jp/information/emerge/page\\_00519.html](https://www.jaccs.co.jp/information/emerge/page_00519.html)

MIRAI

<https://www.mirai-jt.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/adefebdfb012224ea4752c2671000f70-1.pdf>

**Q 3－6** ビオラという名称のローン契約は、今後引き落とされないと情報を得ましたが正しいのですか。

**A 3－6** ビオラという名称のローン契約（自社割賦）により、脱毛料金を分割払いされいるお客様につきましては、収納代行会社（MIRAI株）との収納代行契約が終了したことに伴い、今後の引き落としがなされないこととなりましたので、特に支払停止の抗弁書をご提出頂く必要はありません。同社のHPもご参照ください。

<https://www.mirai-jt.co.jp/2024/12/18/1129/>

**Q 3－7** 恒成という名称のローン契約は、今後引き落とされないと情報を得ましたが正しいのですか。

**A 3－7** 恒成という名称のローン契約（自社割賦）により、脱毛料金を分割払いされいるお客様につきましては、収納代行会社（(株)恒成）との収納代行契約が終了したことに伴い、今後の引き落としがなされないこととなりましたので、特に支払停止の抗弁書をご提出頂く必要はありません。

**Q 3－7－2** 八桜会の破産管財人から、返金するので口座情報を回答するように、と

2024年12月13日	掲載
2024年12月20日	更新
2025年1月21日	更新
2025年2月6日	更新
2025年3月24日	更新
2025年4月14日	更新
2025年6月2日	更新
2026年1月8日	更新

の連絡が来ましたが、詐欺ではないでしょうか。

**A 3－7－2** 八桜会の破産管財人からのご連絡で間違いありません。

八桜会は、利用者の皆さまの代金の支払方法として自社割賦（ローン）契約を用意しており、代金の回収業務を、恒成に委託していました。

八桜会と恒成との間の委託契約は、Q 3－7 のとおり、八桜会の破産手続開始により終了したものの、事務手続が間に合わなかったため、令和6年12月中は、恒成による代金回収が事実上継続していました。同回収金（破産手続開始後に回収した分）については、取り扱いが未定であったため、現在まで恒成において保管されています。

破産手続開始後の回収金の取り扱いについて、当職及び恒成との間で協議検討した結果、振込手数料を控除したうえで該当のお客様に返金することとなりました。

利用者の皆さまの連絡先を把握しているのは八桜会であったため、今般の返金に必要な口座情報等の収集について、恒成とも協議し、八桜会の破産管財人からご連絡し、ご回答いただいた情報を恒成に提供することとなり、令和8年1月8日、八桜会の破産管財人から該当のお客様に対してメールをお送りしました。

メールが届いた利用者の皆さまにおかれましては、ご案内に従って、ご回答いただけますと幸いです。

**Q 3－7－3** 私は返金対象ではないのでしょうか。

**A 3－7－3** Q 3－7－2の返金の対象となるのは、以下のどちらの条件にも当てはまる方です。

- ①利用者の方と八桜会との間で、恒成という名称のローン契約（自社割賦）を締結し、脱毛料金を分割払いされていたこと
- ②利用者の方が、令和6年12月10日以降に、脱毛料金の支払いをされたこと

**Q 3－8** 契約書を紛失したため写しをください。または再発行してください。

**A 3－8** 破産管財人において、契約書の写しをお渡しする、または再発行することはいたしかねます。

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

約10万人におよぶ利用者の方がおり、過去の利用者の方も含めると、契約数は膨大であること、既に破産手続が開始しており、従業員は令和6年12月10日付で解雇されていること、破産会社に残っている資産が僅少であること、契約書は、契約締結時にお客様控え分をお渡ししており、原則としてお客様においてご確認いただけるはずであることから、ご理解いただけますと幸いです。

ただし、破産管財人において、可能な限り、お客様の皆様が支払停止の抗弁等を行っていただけるよう、各信販会社やクレジットカード会社、クレジットカード協会等に対し、会員サイトの情報等、契約書以外の資料をもって、支払停止の抗弁等を受け付けるよう、書面をもって申し入れています。

これに対し、後記の信販会社等からは、「会員サイトの情報等、契約書以外の資料をもって、支払停止の抗弁等を受け付ける」旨の回答を得ております。

お客様においては、引き続き、既に案内済みのとおり、会員サイトの情報を保存のうえ、ご対応いただきますよう、お願ひいたします。なお、会員サイトは2月末まで延長いたしました。

#### 記

- ・MIRAI 株式会社
- ・オリコ
- ・JACCS

**Q 3-9 診察券番号がわからないため、会員サイトにログインできません。**

**A 3-9** システムの関係で、一部のお客様につきましては、診察券番号が分からぬ場合であっても、会員サイトにログインできる場合があります。そこで、診察券番号が分からぬため会員サイトにログインできないお客様につきましては、まず、以下をお試しください。

1) 会員サイト① (URLは以下のとおりです) にアクセスいただく

\*女性の方 [https://aletheia.acusis.jp/reserve\\_main/router/menu/mypage?clinic\\_id=132&branch\\_id=1&account\\_unit\\_group=1&visit\\_route=1](https://aletheia.acusis.jp/reserve_main/router/menu/mypage?clinic_id=132&branch_id=1&account_unit_group=1&visit_route=1)

\*男性の方 [https://aletheia.acusis.jp/reserve\\_main/router/menu/mypage?clinic\\_id=132&branch\\_id=1&account\\_unit\\_group=2&visit\\_route=1](https://aletheia.acusis.jp/reserve_main/router/menu/mypage?clinic_id=132&branch_id=1&account_unit_group=2&visit_route=1)

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

2) メールアドレスとPW（ご自身で再設定が可能です）でログインいただぐ

**Q 3-10 会員サイト①にはログインできましたが、情報が誤っているので、修正してください。また、会員サイト③にもログインしたいです。**

**A 3-10** 破産管財人としては、破産者から引き継いだ情報、すなわち会員サイトに登録済みの情報が誤っていることを確認する術を有していないため、これを正しいものとして取り扱わざるを得ず、したがって修正することはできませんので、恐れ入りますが、ご自身においてクレジットカード会社等にご説明ください。既に破産手続が開始しており、従業員は令和6年12月10日付で解雇されていることから、ご理解いただけますと幸いです。

なお、会員サイト①にログインできている利用者の方は、会員サイト③にログインすることはできません。

**Q 3-11 会員サイトにはログインできましたが、美容施術に関する情報が記載されていませんでした。美容施術の契約に関する情報を開示してください。**

**A 3-11** 破産者において、美容施術に関する情報（契約回数、施術回数）は会員サイトで管理できるシステムは構築しておらず、利用者の皆様ご自身が確認する手段はないとのことです。他方、破産管財人においても、利用者の皆様の個別の契約回数、施術回数等を確認し、これを開示することはできませんので、恐れ入りますが、ご自身においてクレジットカード会社等にご説明ください。既に破産手続が開始しており、従業員は令和6年12月10日付で解雇されていることから、ご理解いただけますと幸いです。

**Q 3-12 会員サイトにログインできなくなってしまいました。会員サイトを閲覧できるようにしてください。**

**A 3-12** 会員サイトは令和7年2月末日をもって閉鎖いたしました。

これまで、破産管財人のホームページを通じて、令和6年12月末以降、令和7年1月末日をもって会員サイトを閉鎖することを案内し、その後、2月末日まで延長することとした際も、その旨を告知するとともに、再度の延長はしないこと、それまでにご自身で情報を保全いただくよう、繰り返し案内しています。

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

**Q 4 破産者らの本社又は破産管財人の事務所に対し、破産者らとの契約の解除通知を発送した方がいいのでしょうか。**

**A 4 お客様のご判断にはなりますが、破産者らの破産により施術をすることができない以上、債務不履行に基づく解除をすることは可能です。**

なお、破産手続開始により役務の提供はできませんので、解除をしなくとも、信販会社に対する支払停止の抗弁権を主張することはできるものと思料いたします。

**Q 5 破産手続開始通知書はいつ発送されますか。**

**A 5 12月下旬以降、電子メール又は郵送等の適宜の方法により発送する予定です。**

**Q 6 アリシアの顧客を救済する広告等が散見されますが、管財人による業務と関係があるでしょうか。**

**A 6 関係はありません。**

**Q 7 「アリシアクリニックを利用いただき、お問い合わせをいただいた未消化役務がある会員に対して、別の美容クリニックで代替となる役務が提供できる運びとなり、基本合意を締結した」旨の信販会社のお知らせを見ましたが、破産管財人が承継等したのでしょうか。**

**A 7 破産管財人は、顧客の皆さまとの契約等について、特定の信販会社又は別の美容クリニックとの間で基本合意等を締結したことはありません。信販会社と美容クリニックとの間で基本合意が締結されていたとしても、当該内容に関与していません。信販会社から、顧客の皆さまに対して、美容クリニックに対する個人情報を提供することへの同意が求められた場合、上記事情も踏まえ、ご判断いただきたく存じます。なお、別の美容クリニックから代替役務の提供を受けられるかにかかわらず、破産手続において顧客の皆様へのご返金が困難であることはQ2等のとおりです。ご不明点は、信販会社または別の美容クリニック等に直接お問合せください。**

**Q 8 令和7年4月下旬に、アリシアクリニックからショートメッセージが届きました。これは何ですか。詐欺でしょうか。**

**A 8 破産管財人は、顧客の皆さまとの契約等について、特定の信販会社又は別の美容クリ**

2024年12月13日 掲載  
2024年12月20日 更新  
2025年1月21日 更新  
2025年2月6日 更新  
2025年3月24日 更新  
2025年4月14日 更新  
2025年6月2日 更新  
**2026年1月8日 更新**

**Q 9－1** 令和7年4月下旬に、アリシアクリニックからショートメッセージが届きました。これは何ですか。詐欺でしょうか。

**A 9－1** 破産管財人から財産状況報告書を掲載した旨のお知らせを通知しました。

電子メールでは通知が届かないという方が一定数見受けられたため、SMS を利用しました。SMS の利用には相当の通信費用がかかるため、破産手続開始時には当該費用を捻出することができず、今般、一定の破産財団が形成されたため、SMS を利用したものです。

**Q 9－2** 令和7年4月下旬に破産管財人から通知を受けたため、会員サイトにログインしようとしましたが、アクセスできません。

**A 9－2** 会員サイトは令和7年2月末日をもって閉鎖いたしました。

令和7年4月下旬の通知は、財産状況報告書を掲載した旨をお知らせするものです。

以 上